

検討のためのたたき台

（第1－5 配偶者間において刑法第177条の罪等が成立することを明確化すること）

第1-5 配偶者間において刑法第177条の罪等が成立することを明確化すること

A案

性犯罪の各条文ごとに、婚姻関係の有無にかかわらず成立する旨を確認的に規定するものとする。

B案

一括して、婚姻関係にあることが性犯罪の成立を妨げない旨を確認する規定を設けるものとする。

〔検討課題〕

【共通】

- 規定の在り方
 - ・ どの罪について、確認的に規定するか。
 - ・ 具体的な規定の在り方としてどのようなものが考えられるか。
 - ・ 婚姻関係以外の関係にある場合にどのような影響があると考えられるか。